2026 年 11 月 24 日(火)から総務省による税務システム標準化のため、
税に関する証明書の様式を変更・廃止しました。

〈様式を変更した証明書〉

旧帳票名	新帳票名	主な変更内容
市県民税所得課税証明書	所得証明書	・これまでのＡ４横型からＡ４縦型になります
原動機付自転車・小型特殊自動車廃車申告受付書	原動機付自転車・小型特殊自動車廃車申告受付書	・これまでのＡ４横型からＡ４縦型になります
軽自動車税（原動機付自転車・小型特殊自動車）標識交付証明書	原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書	・これまでのＡ４横型からＡ４縦型になります
事業証明書	事業証明書	・記載内容に一部変更がありますが書式の変更はございません
評価証明書	固定資産（土地・家屋）評価証明書	・１枚あたりの記載物件数が、14 件から５件になります ・家屋の建築年月日の記載が、建築年のみになります
公課証明書	固定資産（土地・家屋）公課証明書	・１枚あたりの記載物件数が、14 件から５件になります ・税相当額に、軽減や減免、免税点の反映前の金額が記載されます ・家屋の建築年月日の記載が、建築年のみになります
名寄帳兼課税台帳	名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）	・１枚あたりの記載物件数が、土地７筆、家屋４棟から、土地家屋合わせて４件になります ・税相当額に、軽減や減免、免税点の反映前の金額が記載されます ・家屋の建築年月日の記載が、建築年のみになります
納税証明書	納税証明書	・１枚あたりの記載項目数が、年度・税目に区別なく５件から９件になります

※固定資産（土地・家屋）評価証明書、固定資産（土地・家屋）公課証明書、名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）が複数枚になる場合のせん孔（穴あけ）処理を廃止します。今後は、証明書等に、発行番号、ページ番号、総ページ数を印字することで、加除の防止及び一体性を確保します。

〈廃止となる証明書〉右記の証明書へ代替することをご検討ください。

帳票名	代替の証明書
物件証明書	固定資産（土地・家屋）評価証明書